

(2018. 10. 25 安全勧告)

(貨物船 TAI YUAN 火災事故

福岡県福岡市博多港箱崎ふ頭 16 号岸壁 2017. 4. 24 発生)

本事故は、TAI YUAN が、船尾側貨物倉に積載されたスクラップ内部で出火した際、放水による消火が効果的でなく、炭酸ガス消火設備を使用した適切な消火方法がとられなかったため、延焼したことにより発生したものと考えられる。

炭酸ガス消火設備を使用した適切な消火方法がとられなかったのは、船長が TAI YUAN の貨物倉における火災を想定した消火訓練の経験がなかったこと、並びに TAI YUAN 及び三木商事株式会社が火災発生時における効果的な消火方法に関する情報を共有していなかったことから、船長が炭酸ガス消火設備の使用に思い至らなかったことによるものと考えられる。

また、本事故の結果、沈没した TAI YUAN から流出した油が博多湾の広範囲に拡散し、漁業被害を生じたものと考えられる。

このことから、運輸安全委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、同種事故の再発防止及び被害の軽減に資するため、TAI YUAN の船舶所有者である TAI YUAN (HONG KONG) INTERNATIONAL SHIPPING CO., LTD に対し、以下のとおり勧告する。

TAI YUAN (HONG KONG) INTERNATIONAL SHIPPING CO., LTD は、所有する船舶の船長が次の措置を確実に講じるよう指導を徹底するとともに、同措置に沿った訓練を実施すること。

- (1) 貨物の特性に応じた効果的な消火方法を事前に検討して決定し、その情報を荷役業者に伝達することで、荷役業者との間で、火災発生時における消火活動を適切かつ円滑に行うための万全な体制を構築すること。
- (2) 堆積したスクラップ内部の火災における消火方法について、次のことに十分留意すること。
 - ① 放水による消火は、水がスクラップ表層部に遮られて内部の火元に届かず、効果的とならない可能性があること。
 - ② 放水の継続により貨物倉内で水面が上昇しても、断熱材等の比重の軽い可燃物が燃焼した状態で浮揚し、水面上で燃焼が継続する可能性があること。
 - ③ 炭酸ガス消火設備による消火が効果的であること。
 - ④ 複数の貨物倉を有する場合、出火した貨物倉以外の貨物倉のハッチカバーを速やかに閉鎖して密閉する等、延焼の拡大を防止するための措置を講じること。
- (3) 消防機関に対し、自船が備える消火設備に関する情報を確実に伝達すること。
- (4) 船舶から油が流出するおそれが生じた際は、可能な限り速やかにエア抜き管の閉鎖、オイルフェンスの設置等、油を防除するための措置を講じること。